

三田市通讯中文版

三田市政府消息

3月份临时号

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピーモール6階
 电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp

ねん がつこのか
 2012年7月9日から

がいこくじん とうろくせいど か
外国人の登録制度が変わります。

あた にかんりせいどせつめいかい
《新しい入国管理制度説明会》

つうやく えいご ちゅうごくご にゅうじょうむりょう
通訳（英語・中国語）あり！入場無料！

もう こ い
申し込みも要りません。

せつめいかいご こべつそうだん
説明会後、個別相談OK！

えいご ちゅうごくごいがい つうやく ひつよう ひと
**英語・中国語以外の通訳が必要な人は、
 国際交流プラザまで連絡してください。**

にちじ がつ にち げつようび
■日時：3月19日（月）

13:30～15:30

ばしょ きょうどうせんたー
■場所：まちづくり協働センター

たもくてきほーる
多目的ホール

こうし こくさいぎょうせいしよし もりたさちお
■講師：国際行政書士 森田幸生さん

といあわ こくさいこうりゅうぷらざ
【問合せ】国際交流プラザ

☎079-559-5164 FAX 079-559-5173

Mail kokusai-plaza@kippy-de.net

がいこくじんとうろくしょうめいしょ ざいりゅうか ーど か
1. 「外国人登録証明書」が『在留カード』に変わります。

① 在留期限までは「外国人登録証明書」を『みなし
 在留カード』として使えます。

② 永住者は2012年7月9日から3年以内(2015年7
 月8日まで)に『在留カード』に切り替えてくだ
 さい。

③ 『在留カード』は入国管理局で切り替え手続
 してください。市役所で『在留カード』はもらえ
 ません。

④ 現在16歳未満の人は、16歳の誕生日または在留
 期間が終わる日または2015年7月8日(永住者お
 よび特定活動5年の人)のいずれか早い日までに
 『在留カード』に切り替えてください。

⑤ 入国して来る人には空港(関西・成田・羽田・中部
 空港のみ)で『在留カード』が渡されます。

2012年7月9日开始

实行新的外国人登记制度。

《新入国管理制度説明会》

不收费!也不需要事先预约。有翻译(英语·中
 国话)! 説明会结束后, 接待个人咨询!

需要英语、中国话翻译以外翻译的人, 请与
 国际交流中心联系。

■时间：3月19日（周一）

13:30～15:30

■地点：城市建设协动中心

综合大厅

■讲师：国际行政书士 森田幸生 先生

【咨询】国际交流中心

☎079-559-5164 FAX 079-559-5173

Mail kokusai-plaza@kippy-de.net

1. “外国人登录证明书”改为“在留卡”

① “在留期限”内, “外国人登录证明书”可作为
 “暂时在留卡”使用。

② 2012年7月9日起的3年以内(2015年7月8
 日以前), 请“永住者”更换“在留卡”。

③ 请到入国管理局办理“在留卡”的更换手
 续。在市役所不能领取“在留卡”。

④ 现在未满16岁的人, 在16岁生日或“在留期
 间”的到期日或2015年7月8日(“永住者”
 及特定活动5年的人)这3个日期中、最早到
 来之日以前, 请办理“在留卡”的更换手
 续。

⑤ 对于入境日本的人, 在机场(仅限于关西机
 场、成田机场、羽田机场、中部机场)交付“在
 留卡”。

その他の海空港から入国した人は、市役所へ住所を届け出ると本人限定郵便で『在留カード』が家に届きます。住む所を決めてから14日以内にパスポートを持って必ず市役所で住所を届け出てください。

- ⑥ 出国する時は『在留カード』を必ず持って出てください。持っていない場合、出国できません。『在留カード』には、最新の情報しか書かれません。自分の在留履歴を残しておくために、新しい『在留カード』に切り替える時は、古いカードの両面をコピーして大事に残しておきましょう。

2. 再入国許可の制度が変わります。

- ① 出国後1年以内に再入国する場合は、再入国許可を受ける必要がなくなります。ただし、出国後1年未満に在留期限が来る場合は、在留期限までに再入国してください。

3. 外国人登録制度がなくなり、日本人と同じように『住民票』が作られます。

- ① いろいろな手続きをするのに使われていた「外国人登録原票記載事項証明書」は『住民票の写し』に変わり、市役所で出してもらえます。
- ② 引っ越しをして三田市外へ行く時は、三田市役所に『転出届』をして『転出証明書』をもらい、引っ越し先の市役所で『転出証明書』と『在留カード』を添えて『転入届』をしてください。
- ③ しばらく日本を離れるため日本の住所を止めたい時は市役所で『転出届』をしてください。住所がそのままだと税金がかかってくる場合があります。

!!! 今年5月までに必ずしておくこと!!!

- ① 外国人登録証明書の住所と実際に今住んでいる住所が違う人は早めに市役所で手続きをしてください。
- ② 今年5月に外国人登録原票に載っているデータで仮住民票が作られます。確認のため、それぞれの人に仮住民票が送られてきますので、必ず確認してください。住所が正しくなくて届かない人は住民票が作られないとともに、入国管理局にも情報が行き、在留資格が取り消される可能性がありますので注意してください。

※あなたの周りに外国人登録を正しくしていない人がいたら知らせてあげてください。

对于在其它港口、机场入境日本的人，请必须在决定住所后的14天之内，携带护照到市役所去提交住址。在向市役所提交住址后，会将“在留卡”寄到家里—仅限于本人收。

- ⑥ 从日本出境时，请必须携带“在留卡”。如果未携带的话，不能出境。

“在留卡”只记载最新的信息。为保存自己的居留履历，在更换新的“在留卡”时，请将旧卡的正、反面都复印并妥善保管。

2. 再入国许可制度更改

- ① 出国后1年之内再入境日本时，不需要接受再入国许可。

但是，从日本出境后未满1年就“在留期限”时，请在“在留期限”到来之前务必回到日本。

3. 外国人登录制度将取消，可以跟日本人

一样办理《住民票》

- ① 办理各种手续时所需的《外国人登录原票记载事项证明书》将改为《住民票副本》，可在市役所领取。
- ② 搬家到三田市外时，请在三田市役所办理《转出届》（迁出申请）并领取《转出证明书》（迁出证明书），再将《转出证明书》和《在留卡》一起拿到新搬家的市役所办理《转入届》（迁入申请）。
- ③ 要离开日本一段时间而需要临时注销日本的住址时，请在市役所办理《转出届》。如果没有临时注销的话，有要缴税的可能。

!!! 今年5月份之前必须要办好!!!

- ① 现在没有在“外国人登录证明书”的登记住址居住的人，请尽快到市役所办手续。
- ② 今年5月份，根据《外国人登录原票》上的数据制作《临时住民票》。为了确认，要将《临时住民票》邮寄给每个人，请务必确认一下。请注意，如果因住址不对而不能寄到的话，不仅不能制作《住民票》，同时，还会通知入国管理局，会有被取消“在留资格”的可能。

※如果您周围有人办理的“外国人登记”不正确，请转告给本人。